別表1-1(創業サポート窓口) 【既存:特定創業支援等事業】

市町村が実施する創業支援等事業(東近江市)

創業支援等事業の目標

- ・東近江市、八日市商工会議所、東近江市商工会の計3箇所に創業支援のワンストップ相談窓口(創業サポート窓口)を設け、地域金融機関等との連携を図ることにより相談目標件数の目標を年間108人以上とし、年間相談件数の約10%の創業者創出を目標とする。
- ■4人の根拠:1箇月あたり1人の創業相談者×12箇月の12人を目標とし、うち30%に当たる4人の創業実現を目標とする。

(目標数)

別表1-1 創業支援対象者数:12人 創業者数:4人

別表 2-1 創業支援対象者数: 96人 創業者数: 10人 (96×0.1) 別表 2-2 創業支援対象者数: 50人 創業者数: 15人 (50×0.3)

計画全体 創業支援対象者数:158人 創業者数:29人

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<創業サポート窓口の業務>【既存】

- ・東近江市、八日市商工会議所、東近江市商工会に創業支援のワンストップ相談窓口(創業サポート窓口)を設け、外部専門家、地域金融機関等と連携しながら様々な創業時の課題を解決する。
- ・八日市商工会議所、東近江市商工会には、それぞれ経営指導員を配置することとし、予約制で、平日午前8時30分から午後5時15分まで相談対応を行う。
- ・東近江市窓口は、平日午前8時30分から午後5時15分まで相談対応を行い、行政施策の 情報提供や手続き、創業サポート窓口や地域金融機関の紹介を行う。

<創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

- ・創業に必要な要素を以下のとおりとし、八日市商工会議所、東近江市商工会の経営指導 員が外部専門家や地域金融機関等と連携して指導にあたる。
 - 1. 事業計画書(ビジネスプラン含む)の作成【経営】 八日市商工会議所、東近江市商工会が事業計画書策定についてアドバイスを行う。

必要に応じて中小企業診断士等の専門家による事業計画書のブラッシュアップを行う。

関連する各種補助制度等に関して、東近江市、八日市商工会議所、東近江市商工会が申請書作成支援を行う。

- 2. マーケティング戦略(販売方法、商品開発) 【販路開拓】
 - 八日市商工会議所、東近江市商工会が市場ニーズの情報提供、商品・サービスに対するアドバイス、事業者連携や販路開拓のマッチングを行う。

必要に応じて中小企業診断士等の専門家によるアドバイス支援を行う。

3. 資金計画・調達・会計【財務】

八日市商工会議所、東近江市商工会が資金計画・調達・会計・税務へのアドバイスを行い、書類作成の支援を行う。

東近江市、八日市商工会議所、東近江市商工会が連携して、商店街の空き店舗での 開業を斡旋し、賃料の一部を補助する等の支援を行う。

東近江市が制度融資(小口簡易資金)の手続きや公的創業融資の利子補給を行う。市内金融機関、㈱日本政策金融公庫が資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。

4. 人材確保・育成【人材育成】

八日市商工会議所、東近江市商工会が採用、人材育成プログラム、労務管理等のア ドバイスを行う。

必要に応じて社会保険労務士等の専門家によるアドバイス支援を行う。

5. 許認可・手続き【経営】

東近江市窓口において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への 連絡を行う。

より詳細な知識を必要とする場合には、八日市商工会議所、東近江市商工会が各専門家を紹介し税務、労務、起業手続きアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携について>

- ・東近江市商工会が実施する「女性のための創業塾」について、広報、当日係員等の支援 を行う。また、創業者・創業希望者の相談内容によっては、東近江市商工会の創業サポート窓口を紹介する。
- ・八日市商工会議所が実施する「実践 起業塾」について、広報、当日係員等の支援を行 う。また、創業者・創業希望者の相談内容によっては、八日市商工会議所の創業サポー ト窓口を紹介する。
- ・資金調達手法のアドバイス等は地域金融機関を紹介する。
- ・地域金融機関が行うセミナー等に参加した創業者、創業希望者が個別に創業支援を希望 した場合は、創業サポート窓口を案内する。
- ・紹介時には創業者・創業希望者の同意を得つつ守秘義務に十分配慮する。

<特定創業支援等事業について>

- ・創業サポート窓口を活用し、1回1時間程度の相談を1月以上にわたり、4回以上実施し、創業に必要な経営・販路開拓・財務・人材育成の知識を習得したと認められる創業者・創業希望者に対して八日市商工会議所、東近江市商工会が「創業サポート修了証」を発行し、修了証の確認をもって「特定創業支援等事業」を受けた者として、市が証明書を発行する。
 - ・「女性のための創業塾」、「実践 起業塾」を受講し、4つの知識が身に付く講義 (※別表2-2☆印の講義参照)を受講し、全体の7割以上受講した受講生に対して創 業に必要な経営・財務・人材育成・販路開拓の知識を習得した旨の証明「受講修了証」 を八日市商工会議所、東近江市商工会が発行する。市は「受講修了証」と一元管理する 名簿等で確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、証明書を発行す る。
 - ※☆印の講義を事情等により受講できなかった場合、フォローアップ相談会で個別指導を行い知識の習得を支援する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、必要に応じて関係機 関担当者会議で情報交換を行い、事業推進体制の改善を図る。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。
- ・創業後も東近江市、八日市商工会議所、東近江市商工会が連携してフォローアップを行い適切な助言等の支援を行う。経営・財務・人材育成・販路開拓の知識のうち、受講できなかった分野を、フォローアップ相談会で個別指導を受け習得したことが確認できた者は、特定創業支援等事業を受けた者とする。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・東近江市商工観光部商工労政課の2名が窓口担当者となり、公的制度の情報提供や手続き支援、創業支援等事業者である経済団体や地域金融機関への引き継ぎ、市広報やケーブルテレビを活用して創業支援等事業のPRを積極的に行う。
- ・八日市商工会議所、東近江市商工会の担当者を配置し、創業サポート窓口を開設する。
- ・各連携支援機関が窓口相談を受けた創業者個人情報等に関しては、個人情報保護に配慮 しつつ市が一元管理を行い関係機関との共有を図る。
- ・東近江市、八日市商工会議所、東近江市商工会との連携を強化するため、必要に応じて

連絡会議を開催し、事業状況、改善点等について情報共有を行う。

計画期間

平成26年6月1日 ~ 令和9年3月31日

変更箇所については令和3年12月23日~令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第8回 認定日以降の申請が対象となる。

別表 2 — 1 (創業サポート窓口) 【既存:特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業(法第2条第30項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要

(1) 氏名又は名称

①八日市商工会議所 ②東近江市商工会

(2) 住所

①滋賀県東近江市八日市東浜町1番5号 ②滋賀県東近江市池庄町505番地

(3) 代表者の氏名

①会 頭 髙村 潔 ②会 長 鈴村 重史

(4) 連絡先

①TEL: 0748-22-0186、FAX: 0748-22-0188 担当者田附 ②TEL: 0749-45-5077、FAX: 0749-45-5088 担当者小椋

創業支援等事業の目標

- ・創業者に対するワンストップ窓口相談(「創業サポート窓口」)を八日市商工会議所、 東近江市商工会の2箇所に設置する。
- ・地域金融機関と連携を図ることにより、年間96人以上の相談を実施することを目標とし、うち10%に当たる10人の創業実現を目標とする。
 - ■96人の根拠:4創業者・創業希望者/月(過去の実績)×2箇所×12箇月
 - ■10%の根拠:3箇所に創業サポート窓口を設置し、複数の相談員が巡回相談等の対応 をすることで、創業に対する機運の醸成及び創業希望者への支援体制 の充実及び強化を図り、米国・英国レベルの開業率を目指す(参考: 滋賀県3.7%)。

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

<創業サポート窓口の業務>【新規】

- ・八日市商工会議所、東近江市商工会に創業支援のワンストップ個別相談窓口(創業サポート窓口)を設置する。
- ・平日午前8時30分から午後5時15分まで、予約制で相談対応を行う。
- ・相談内容によっては、東近江市、外部専門家、地域金融機関と連携したアドバイス支援 を行う。
- ・創業サポート窓口にて行う指導内容と各連携機関が担う役割は以下のとおり。
 - 1. 事業計画書(ビジネスプラン含む)の作成【経営】

八日市商工会議所、東近江市商工会が事業計画書策定についてアドバイスを行う。 必要に応じて中小企業診断士等の専門家による事業計画書のブラッシュアップを行う。

関連する各種補助制度等に関して、東近江市、八日市商工会議所、東近江市商工会が申請書作成支援を行う。

2. マーケティング戦略(販売方法、商品開発) 【販路開拓】 八日市商工会議所、東近江市商工会が市場ニーズの情報提供、商品・サービスに対するアドバイス、事業者連携や販路開拓のマッチングを行う。 必要に応じて中小企業診断士等の専門家によるアドバイス支援を行う。

3. 資金計画・調達・会計【財務】

八日市商工会議所、東近江市商工会が資金計画・調達・会計・税務へのアドバイス を行い、書類作成の支援を行う。

東近江市、八日市商工会議所、東近江市商工会が連携して、商店街の空き店舗での 開業を斡旋し、賃料の一部を補助する等の支援を行う。

東近江市が制度融資(小口簡易資金)の手続きや公的創業融資の利子補給を行う。

市内金融機関、㈱日本政策金融公庫が資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。

4. 人材確保·育成【人材育成】

八日市商工会議所、東近江市商工会が採用、人材育成プログラム、労務管理等のア ドバイスを行う。

必要に応じて社会保険労務士等の専門家によるアドバイス支援を行う。

5. 許認可・手続き【経営】

東近江市窓口において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への 連絡を行う。

より詳細な知識を必要とする場合には、八日市商工会議所、東近江市商工会が各専門家を紹介し税務、労務、起業手続きのアドバイスを行う。

- ・創業サポート窓口を活用し、1回1時間程度の相談を1月以上にわたり、4回以上継続的に実施し、上記の指導を受け、経営・販路開拓・財務・人材育成の知識を習得したと認められる者を特定創業支援等事業を修了したと認め、「創業サポート修了証」を発行する。
- ・事業終了後も進捗状況をフォローし、アドバイス等の継続支援を行う。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・週5日相談窓口を開催し、相談案件がある毎に対応する。相談内容等によっては、外部 専門家や地域金融機関と連携してアドバイスを行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、窓口指導内 容等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに東近 江市に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成26年6月1日 ~ 令和9年3月31日

変更箇所については令和3年12月23日~令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第8回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-2(創業塾・起業塾) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業(法第2条第30項第1号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要

(1) 氏名又は名称

①東近江市商工会 ②八日市商工会議所

(2) 住所

①滋賀県東近江市池庄町505番地 ②滋賀県東近江市八日市東浜町1番5号

(3) 代表者の氏名

①会長 鈴村 重史 ②会頭 髙村 潔

(4) 連絡先

①TEL: 0749-45-5077 FAX: 0749-45-5088 担当者小椋 ②TEL: 0748-22-0186 FAX: 0748-22-0188 担当者田附

創業支援等事業の目標

- ・平成24年度~令和2年度の間に実施してきた「女性のための創業塾」は、東近江市、八日市商工会議所、東近江市商工会が連携し、195人の受講生のうち、59人(30.2%)が創業を果たした。
- ・平成26年度からは、「女性のための創業塾」および参加者性別を問わない「実践起業塾」を開催し、より充実した創業者支援事業を実施する。
 - (1) 「女性のための創業塾」・・・参加者25人(定員)
 - (2) 「実践起業塾」・・・・・参加者25人(定員) 合計50人(2塾の定員)の支援を目標とする。
- ・上記塾受講生のうち、30%(過去9年の実績数値)に当たる15人の創業実現を目標とする。

創業支援等事業の内容及び実施方法

- (1) 創業支援等事業の内容≪女性のための創業塾・実践 起業塾≫【既存】
- ■『女性のための創業塾』
- ・年1回5時間の塾を6日間実施する。フォローアップ相談会を2日、1日6時間で開催する。
- ・全日託児支援体制を整える。
- ・受講終了後も、東近江市商工会の経営指導員や専門家がフォローすることとし、地元金融機関等と連携しながら、創業時、創業後も含めて支援を行う。
- ・開催期間は、講座が6~7月、フォローアップを9月、ハンズオン支援としてのチャレンジショップを10月とする。
- ・実践度を高めた実践編として、弁護士・税理士・社会保険労務士・中小企業診断士による経営・経営法務・財務・労務・人材育成にマーケティング戦略の内容を一層充実させるほか金融機関の直接的な指導も加えることにより創業の更なる具現化を図る。
- ・以下のテーマについて各分野の専門家の講義を実施する。

「創業に必要な心構えと基礎知識について【中小企業診断士】」

「創業におけるネットの利用法【中小企業診断士】」

「人の採用に関する基礎知識【社会保険労務士】」

- ☆「創業時に必要なお金の基礎知識と税金の基礎知識【税理士】」《財務》
- ☆「お客様との必要なコミュニケーション【コミュニケーションコンサル】」《人材育 成》
- ☆「売れる仕組みの基本知識【中小企業診断士】」《販路開拓》

「創業時に必要な契約に関する基礎知識【弁護士】」

「女性起業家のための融資制度や創業支援策【日本政策金融公庫・東近江市商工会】」

- ☆「創業計画書の書き方とポイント【中小企業診断士】」《経営》
- ■『実践 起業塾』

- ・年1回5時間の塾を5日間実施する。フォローアップ相談会を4回塾の開講前時間で予約制で行う。
- ・八日市商工会議所の会館会議室を利用する。
- ・中小企業診断士等の専門家を招き、以下のテーマにて講座を実施する。

「創業の基礎知識」

- ☆「財務の基礎知識」≪財務≫
- ☆「マーケティングの基本」≪販路開拓≫
- ☆「人材育成・採用の基礎知識」《人材育成》

「インターネット活用術」

「公的支援制度について(㈱日本政策金融公庫)」

「経営シミュレーション演習」

☆「ビジネスプランの作成」《経営》

<特定創業支援等事業について>

- ・講義のうち、4つの知識が身に付く☆印の講義を受講し、全体の7割以上の出席をした者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。
- ・☆印の講義を事情等により受講できなかった場合、フォローアップ相談会で個別指導を 行い知識の習得を支援する。経営・財務・人材育成・販路開拓の知識のうち、受講でき なかった分野を、フォローアップ相談会で個別指導を受け習得したことが確認できた者 は、特定創業支援等事業を受けた者とする。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・「女性のための創業塾」は、カリキュラムの策定、専門家の確保は、東近江市商工会と 金融機関が連携して行い、広報、会場・教材の準備等の事務手続きを東近江市、東近江 市商工会が連携して行う。
- ・「実践 起業塾」は、カリキュラムの策定、専門家の確保は、八日市商工会議所が行い、広報、会場・教材の準備等の事務手続きを東近江市、八日市商工会議所が連携して 行う。
- ・卒業生である創業者には、公的融資等の融資制度、東近江市の支援制度を積極的に紹介 、活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報の 共有を行う。
- ・講義途中、終了後、講師を含めた受講生間の情報交換できる人脈づくりを目的に、交流 会を開催する。
- ・(㈱日本政策金融公庫は講義の中で公的融資制度の紹介を行うとともに、融資希望者には個別相談に応じる。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、 受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに 東近江市に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成26年6月1日 ~ 令和9年3月31日

変更箇所については令和3年12月23日~令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第8回 認定日以降の申請が対象となる